

日本化粧品学会誌掲載著作物の転載許諾に関する規定

(令和2年1月制定)

1. 趣旨

本規定は、日本化粧品学会（以下「本学会」という）が出版する機関誌「日本化粧品学会誌」に掲載された著作物について、転載あるいはそれに類似する方法により利用をする場合の申請手続きおよび許諾等の基準を定めることを目的とする。

2. 申請手続き

日本化粧品学会誌に掲載された著作物の転載を希望する者（以下「申請者」という）は、転載許諾申請書（以下「申請書」という）に必要な事項（転載目的、転載元の該当箇所、転載先の掲載原稿、転載先の媒体等）を記入の上、本学会に提出しなければならない。

3. 転載利用区分

転載利用区分をその目的により、①学術（学術論文・学会発表および書籍等、研究成果の公表や教育を目的とするもの）、②準学術（商業誌等、技術者・研究者への公表や教育を目的とするもの）、③商用（販売促進資料等、営利活動を目的とするもの）の3区分とし、申請書に基づき編集委員会にて審査する。

4. 媒体

転載先の媒体は、印刷物と電子媒体（各種メディア、Webサイト（SNSを含む）、テレビCM等）を対象とする。

5. 転載許諾料金

転載許諾料金を利用目的、転載点数、転載先の媒体により区分して設定する。転載許諾料金は、転載先ごとに請求する。

5.1. 利用目的による区分

利用目的が①学術と判断された場合は無償とする。②準学術と判断された場合は下記の転載許諾料金表Ⅰの通り請求する。但し、著者自身が他誌に転

載する場合は無償とする。③商用と判断された場合は下記の転載許諾料金表Ⅱの通り請求する。

5.2. 転載点数による区分

部分転載（図表、文章）と全文転載の2通りとする。文章は250文字ごとに図表1点に換算する。図表3点以内は同一料金とし、図表1点ごとに加算し、図表7点以上は全文転載として扱う。但し、電子媒体への転載の場合には、図表点数に関わらず全文転載として扱う。

5.3. 転載先の媒体による区分

印刷物の場合には、その発行部数により転載許諾料金表Ⅰ、Ⅱの通り区分する。電子媒体の場合には、メディア数を発行部数に読み替える。Webサイトの場合には、閲覧者数を管理している場合は発行部数に読み替える。閲覧者数を管理していないWebサイト、テレビCM等は、最大数（10,001部以上）とする。Webサイト、テレビCM等への転載許諾期間は1年間とし、それを超える場合には再度申請することとする。

6. 転載条件

申請者は転載先著作物に転載元刊行物を明記するとともに転載部分を明確化するものとする。申請者が転載対象を一部改変して記載することは原則認めない。やむを得ず転載許可対象を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に内容を明示して、申請しなければならない。本学会編集委員会がこれを許可した場合は、改変した内容についての記載を説明文に加えるものとする。二次転載は不許可とする。

7. その他

本規定に定めのない事項については、本学会編集委員会にて審議する。本規定を改正する場合は、本学会編集委員会の審議を経て理事会の承認を要する。

転載許諾料金表Ⅰ (準学術)

発行部数 (メディア数, 閲覧者数)	部分転載		全文転載 ^{a)}
	図表3点以内	図表3点を 1点超えるごとに加算	
1～1,000部	¥3,000	¥1,000	¥7,000
1,001～2,000部	¥5,700	¥1,900	¥13,300
2,001～3,000部	¥8,100	¥2,700	¥18,900
3,001～4,000部	¥10,200	¥3,400	¥23,800
4,001～5,000部	¥12,000	¥4,000	¥28,000
5,001～10,000部	¥18,000	¥6,000	¥42,000
10,001部以上	¥24,000	¥8,000	¥56,000

金額は税抜き表示。

a) 図表7点以上の場合、または、電子媒体への転載については全文転載として扱う。

転載許諾料金表Ⅱ (商用)

発行部数 (メディア数, 閲覧者数)	部分転載		全文転載 ^{a)}
	図表3点以内	図表3点を 1点超えるごとに加算	
1～1,000部	¥30,000	¥10,000	¥70,000
1,001～2,000部	¥57,000	¥19,000	¥133,000
2,001～3,000部	¥81,000	¥27,000	¥189,000
3,001～4,000部	¥102,000	¥34,000	¥238,000
4,001～5,000部	¥120,000	¥40,000	¥280,000
5,001～10,000部	¥180,000	¥60,000	¥420,000
10,001部以上	¥240,000	¥80,000	¥560,000

金額は税抜き表示。

a) 図表7点以上の場合、または、電子媒体への転載については全文転載として扱う。

転載許諾申請における注意事項

- 転載許諾申請にあたっては本会様式の転載許諾申請書を用いて編集事務局に提出すること。
- 申請者は転載先の記事等を具体的に記し、転載元の刊行物がどのように使用されるかを申請時に明示しなければならない。
- 転載許諾申請書の受付後、転載許諾申請の諾否については、編集委員会にて審査され決定する。
- 特に商用区分の申請に関しては審査に時間を要することを予め想定し、早めの申請を行うことが望ましい。また、審査を経たすべての申請が必ずしも許諾されるわけではないことを承知しておくこと。
- なお、本会の転載許諾は転載先著作物および商品等の品質を保証するものではない。
- その他転載許諾申請に関する問い合わせは日本香粧品学会編集事務局 jcs-edit@bunken.co.jp まですること。